

環境未来都市提案書（様式1）

平成23年9月30日

京都市長 門川大作

タイトル	環境未来都市・京都ビジョン ～健康で環境にやさしい「歩くまち・京都」～
提案者	京都市
総合特区との 関係	・ 地域活性化総合特区申請 「豊かな文化と自然のもと、世界中から人々が集う、「ほんもの」に出 会う 京都 ～5000万人感動都市へ～」 ・ 関西イノベーション国際戦略総合特区申請

1. 将来ビジョン

(1) 目指すべき将来像

2050年の京都

「歩くまち・京都」の実現

クルマを重視したまちと暮らしを、歩くことを中心としたまちと暮らしに力強く転換することにより、「歩くまち・京都」を実現している。

「歩くまち・京都」は、次のとおり、まちの活力と魅力を高め、健康にも環境にもやさしい京都の未来像である。

ア 創造し続けるまち

京都の永い歴史のなかで引き継がれてきた多様な都市ストックが、大学や学術機関、企業の最先端の知識や技術と交わることにより、新たな財・サービスだけでなく、地球環境と共生した持続可能な文化や価値観を創造し、市民だけでなく世界の人々を魅了するまちとなっている。

イ 心ゆたかに住まうまち

年齢や性別に関わりなく、生涯にわたって自然な形で働き、芸術、スポーツに親しみながら、最新の技術による利便性を享受しつつも、豊かな人と人のつながりや自然と調和した町並み、ほんものの文化に囲まれて住まうことによる、精神的な豊かさに満ち足りたまちとなっている。

ウ しなやかな強さを持ったまち

市内だけでなく近隣地域との連携を通じて、食料や資源・エネルギーに関する都市の自立性が向上するとともに、永年培われた自治の伝統のもと、地域コミュニティや市民の活動による絆により、予見することが難しいような自然災害や社会経済環境の変化に対しても、市民がともに支え合い、困難を克服することのできるしなやかなまちとなっている。

「歩くまち・京都」憲章（2010年1月23日制定）

わたしたちの京都は、千二百年を超える悠久の歴史を積み重ねながら、趣あるまち並みや自然景観、伝統、文化などを守り育ててきました。そして、だれもが安心して快適に歩くことができるまちをつくりあげてきました。しかし、クルマを中心とする生活が急激に進展する時代の中で、こうしたまちの魅力が損なわれています。

京都にふさわしい移動の方法は、自分の力で、また時に人の助けを借りながら、“歩くこと”を中心としたものに違いありません。行き交う人々こそがまちの賑わいと活力の重要な源泉であり、歩くことこそは健康や環境にも望ましいものです。

このような認識のもと、世界の範となる「人が主役の魅力あるまちづくり」を推進するため、ここに「歩くまち・京都」憲章を定めます。

わたしたちの京都では、市民一人ひとり、

- 1 健康で、人と環境にやさしい、歩いて楽しい暮らしを大切にします。

そして、市民と行政が一体となって、

- 1 だれもが歩いて出かけたくなる道路空間と公共交通を整え、賑わいあるまちを創ります。
- 1 京都を訪れるすべての人が、歩く魅力を満喫できるようにします。

2020年の京都

- ア 地球環境に暮らしが豊かに調和する「環境共生と低炭素のまち」
- イ 歴史・文化を創造的に活用し、継承する「日本の心が感じられる国際都市」
- ウ 伝統と知恵を生かし、豊かな生活を支える「環境と社会に貢献する産業を育てるまち」
- エ だれもがともに学び成長し、未来を担う若者が育つ「学びのまち」
- オ いのちと暮らしを守り、安心・安全で幸福を実感できる「支え合い自治が息づくまち」
- カ 人間らしくいきいきと働き、家庭・地域で心豊かに生活できる「真のワーク・ライフ・バランスを実現するまち」

解説

ア 未来の京都が直面する制約・課題とそれらを克服するための京都の強み

- 気候変動に関わって直面する炭素制約や、資源自立性の低さに加え、安定した電力供給が難しくなっているエネルギー制約といった環境問題。超高齢化による活力低下や社会的コストの増加、さらには生産年齢人口の減少による人口オーナス（重荷）の問題。これらは、日本全国に共通する社会的課題であり、京都においても例外なく当てはまる問題であり、その克服は不可欠である。
- こうした問題の解決のためには、京都の都市政策として、以下の課題に取り組んでいく必要がある。

①省エネルギー社会の構築

②資源・エネルギー供給の自立性向上

③被雇用者所得の増大に向けた新たな雇用機会の創出

④医療、介護需要の低減に向けた健康寿命の延伸

- また、問題解決を進めていくプロセスにおいては、以下のような京都の強みを最大限生かし、強みをさらに伸ばしていくことが、都市戦略として極めて重要である。

・まちなか暮らしの知恵

今あるものを大事にして使いまわす暮らし方や京町家をはじめとする自然を取り込んだ住まい方、多世代がともに暮らし助け合う強固なコミュニティ

・暮らしの身近にある都市ストックと自然

重厚な歴史や文化の蓄積を体感できる多様な都市遺産や身近なまちかどに息づく伝統の芸能や職人の技、豊かな自然や農林業が近接するコンパクトな市街地

・本質を探究する知の集積

我が国有数の大学や学術機関の集積や多数の研究者や市人口の1割に当たる約14万人の大学生による知識創造と高い精神性、伝統産業と最先端の技術を融合するものづくりの文化

・世界とのつながり・ネットワーク

世界から京都に集い、世界に羽ばたく研究者や文化人や観光都市としての高い知名度と京都議定書という国際ブランド、世界歴史都市連盟の会長都市、ICLEI 世界理事のポジション、環境モデル都市

- 極めて価値の高い都市ストックを蓄積した世界有数の歴史文化都市であるという京都の都市特性を前提に、既存ストックの活用発展により直面する課題の解決を図る、既成市街地における未来型の都市モデルとして将来ビジョンを提示しており、これらを通じて獲得された技術やスタイル、思想を成功事例として国内外に発信していくことを志向している。

イ 2050年の京都の将来像と市基本構想との関係

- 2025年に向けた都市のグランドビジョンである京都市基本構想では、「安らぎのある暮らし」と「華やぎのあるまち」という2つの都市像を描いている。
- 「安らぎのある暮らし」は、①すべてのひとがいきいきとくらせるまち、②ひとりひとりが支え、支えられるまち、③誰もが安心してくらせるまち、を目指すことにより実現する。「華やぎのあるまち」は、①活力あふれるまち、②魅力あふれるまち、を目指すことにより実現する。
- 環境問題や超高齢化等の人口問題に直面し、その解決を図っていくための道筋として、市基本構想で描いた都市像の実現を目指していくことは、まさしく2050年の京都の将来像として掲げた都市の実現に直結するものである。

ウ 2020年及び2050年の京都の将来像と市基本計画との関係

- 2011年に策定した京都市基本計画～はばたけ未来へ！京プラン～は、2020年度までの10年間の市政における総合計画である。市基本計画においては、10年後に目指すべき京都の姿として、6つの京都の将来像を提示した。
- 本提案における2020年の京都の将来像として、市基本計画の6つの将来像をそのまま掲げている。
- この6つの将来像を追及していくことが、市基本構想に掲げる2025年の都市像の実現を通じて、最終的に本提案で示している2050年の京都の将来像の実現につながる事となる。

(2) 目指すべき将来像の実現に向けた課題・目標の設定と価値創造

①環境

i) 課題・目標

<テーマ> a) 低炭素・省エネルギー

ア 歩いて楽しいまちづくり

持続可能な脱「クルマ中心」社会のモデル都市の形成を目指して、世界トップレベルの使いやすい公共交通を構築し、歩く魅力にあふれるまちをつくり、また一人ひとりが歩く暮らし（ライフスタイル）を大切にすることによって、人と公共交通優先の「歩くまち・京都」を実現する。

イ エネルギー地産地消都市づくり

自然や文化、建築物などの蓄積された都市ストックと強固な地域力を生かしながら、最先端の省エネ、創エネ、蓄エネ技術の大量導入やモーダルシフト、防災まちづくりの推進により、街区内におけるエネルギーの創出と分散化によるエネルギーマネジメントと歩行者中心の安心安全なまちを実現する。

ウ 木の文化が育む低炭素都市づくり

森林の保全と建築用材をはじめとする地域産木材の多様な活用による市内での需要供給サイクルを構築するとともに、農の営みやまちなかで生物を育む取組を通じて、自然の恵みが日々の生活の中に生かされている社会を目指す。

ii) 評価指標及び数値目標

評価指標は、京都市基本計画～はばたけ未来へ！ 京プラン～（計画期間：平成23年度～32年度）の政策体系をベースとした政策評価制度において本課題・目標に該当する評価項目を準用することを基本とする。

（政策評価制度の評価手法）

政策の状況を統計的な数値等により表現した「客観指標評価」と市民生活が今どのようになっているかを尋ねる「市民生活実感評価」の二つの手法による評価結果を総合的に勘案し、目的の達成状況をA～Eの5段階で評価する。

- A：目的が十分に達成されている B：目的がかなり達成されている
C：目的がそこそこ達成されている D：目的があまり達成されていない
E：目的が達成されていない

評価指標－1：歩くまち

<非自動車分担率>

約72%（平成12年度パーソントリップ調査）→80%超

<客観評価指標>

- ・京都に関する感想調の悪い評価（※）
23%（平成23年度評価）→10%以下（平成32年度目標）
※観光客へのアンケートで交通に関する質問に「悪い」と回答した割合
- ・放置自転車台数
4,200台（平成23年度評価）→1,400台（平成32年度目標）

<市民生活実感評価設問（一例）>

- ・京都では、過度な自動車利用を控え、歩くことを中心としたライフスタイルが大切にされている。
- ・京都での移動には、公共交通が便利である。

評価指標－2：環境

<客観評価指標>

- ・温室効果ガス排出量削減率（1990年度比）
11.6%（平成23年度評価）→25%（平成32年度目標）
※京都市地球温暖化対策条例における数値目標として、平成32年度目標に加えて平成42年度目標40%を規定している。
- ・本市が受け入れるごみ量
49.7万トン（平成23年度評価）→39万トン（平成32年度目標）

<市民生活実感評価設問（一例）>

- ・「きれいな空気、清らかな川、静かなまち」など、よい環境が保たれている。
- ・太陽光発電や使用済み天ぷら油の燃料化など、環境にやさしい技術やエネルギーの活用が進んでいる。

評価指標－3：農林業

<客観評価指標>

- ・農業粗生産額
14,834百万円（平成23年度評価）→18,000百万円（平成32年度目標）
- ・林業粗生産額
775百万円（平成23年度評価）→950百万円（平成32年度目標）

<市民生活実感評価設問（一例）>

- ・京都の農林業は、環境に負荷をかけない栽培の取組や森林の整備を通して、地域社会に役立っている。
- ・市民農園や森林を守る運動、学校の体験学習などにより、京都の農林業が身近になってきている。

iii) 課題の解決・目標の達成に向けた取組方針

ア 歩いて楽しいまちづくり

- ・既存の公共交通を再編強化し、使いやすさを世界トップレベルにする〔「既存公共交通」の取組〕
- ・歩く魅力を最大限に味わえるよう歩行者優先のまちをつくる〔「まちづくり」の取組〕
- ・歩いて楽しい暮らしを大切にするライフスタイルに転換する〔「ライフスタイル」の取組〕

イ エネルギー地産地消都市づくり

- ・省エネ・創エネ・蓄エネ技術の導入による分散型エネルギーマネジメント
- ・グリーン・イノベーションの推進
- ・歩行者中心のゼロエミッションパーク実現
- ・地域力を生かしたライフスタイルの転換
- ・防災まちづくりの推進

ウ 木の文化が育む低炭素都市づくり

- ・森林の保全と地域産木材の多様な活用による需要供給サイクルの構築（森と木のまち京都創造）
- ・農の営みや自然の恵みを生かした暮らしづくり（農力開発，自然の恵みの育成・活用）

iv) 課題の解決・目標の達成の過程で創造される価値

ア) 環境価値

- ・自動車利用の抑制による低炭素化
- ・再生可能エネルギーの導入とエネルギーマネジメントによる低炭素化
- ・森林の活力や自然景観の保全・再生，温室効果ガス排出削減
- ・町並み景観の保全・再生
- ・緑や水環境によるヒートアイランド現象の緩和

イ) 社会的価値

- ・歩くことによる市民の健康寿命の延伸
- ・分散型エネルギーの確保や地域の絆を生かした災害対応力・回復力の向上
- ・若年世帯の流入による多世代居住の促進と地域コミュニティの活性化
- ・農作業を通じた健康の保持増進（高齢者の生きがいがづくり）
- ・農作業を通じた地域のつながり強化

ウ) 経済的価値

- ・歩行者優先のまちづくりによる賑わい創出や観光地としての魅力向上
- ・省エネ，創エネ，蓄エネ技術導入による産業の振興
- ・ゼロエミッション街区におけるエネルギー・エコ観光資源の創出
- ・林業振興や農業の担い手育成による雇用創出
- ・伝統構法による技能・技術者の育成・継承
- ・地域産の農作物や天然の食物を活用した特産物やブランド商品の開発

v) 取組の実現を支える地域資源等の概要

・ 地理的条件

市街地の周辺三方を山々に囲まれ、コンパクトな市街地規模を維持している。

市域の4分の3を森林が占め、まちなかに川が流れ、神社仏閣を中心とした多くの緑など、山紫水明と称される豊かな自然が特徴である。

・ 人口・人口構成

146万超の人口を有し、大消費地を抱える立地環境にある。

・ 産業構造、地域の産業を支える企業の集積等

伝統産業から最先端産業までの幅広い業種が集積する全国有数の「ものづくり都市」である。大学や伝統産業の持つ技術、人材などの有形無形のストックと結びつき、電子部品や計測機器をはじめ国内外の市場で高いシェアを誇る研究開発企業が多数立地している。

・ 都市構造・社会資本の現状

都市間や市内間を結ぶ公共交通網として、鉄道網や、市バスをはじめとする路線バス網が張り巡らされている。

・ 地域の歴史、伝統、文化

京町家をはじめとする自然を取り込んだ住まい方が根付いている。

中世からの歴史を持つ地域自治の最小単位である「町」(ちょう。おおむね50世帯程度)と、明治初年に構成され、学校を中心とした地域自治の単位である「学区」を単位として、多世代がともに暮らし助け合う強固な地域コミュニティが形成されている。

京野菜に代表される栽培農地がまちなかに点在し、収穫した野菜を直接各家庭へ売りに回る伝統的な販売方法の「振り売り」に象徴される、都市住民と密着した農業が続けられている。季節の食材を生かした食文化をはじめとした自然と共生したライフスタイルが息づいている。

1200年を超える歴史と文化、山紫水明の自然、高度な技術や優れた意匠を有する伝統産業製品など、多種多様な観光資源に恵まれ、世界有数の観光都市として高いブランド力を誇っている。

・ 地域内外の人材・企業等のネットワーク

政令市最多の37大学・短期大学が立地するほか、国や民間企業の研究機関も多数設置されているなど、豊かな人材が集まる「知」の集積地となっている。

②超高齢化対応

i) 課題・目標

<テーマ> g) 地域の介護・福祉

地域の拠点を中心にICTを活用した生活支援・ケアサービスを構築し、最先端の医療環境や地域コミュニティの活性化の取組による強固な自治力を生かしながら、生涯にわたって健康で生活しやすい環境づくりを進める。地域のサービスを提供する組織の活動を通じ、地域における雇用機会を創出する。

ii) 評価指標及び数値目標

京都市基本計画～はばたけ未来へ！ 京プラン～の政策体系をベースとした政策評価制度の評価項目を準用する。本制度は、政策の状況を統計的な数値等により表現した「客観指標評価」と市民生活が今どのようなようになっているかを尋ねる「市民生活実感評価」の二つの手法による評価結果を総合的に勘案し、目的の達成状況をA～Eの5段階で評価するものである。

- A：目的が十分に達成されている B：目的がかなり達成されている
C：目的がそこそこ達成されている D：目的があまり達成されていない
E：目的が達成されていない

評価指標－1：高齢者福祉

<客観評価指標>

- ・認知症あんしんサポーター登録者数
28,920人（平成23年度評価）→50,000人（平成26年度目標）
- ・施設・居宅系介護保険サービス定員数
11,981人（平成23年度評価）
- ・地域包括支援センター相談件数
239,203件（平成23年度評価）

<市民生活実感評価設問（一例）>

- ・高齢者が敬われ、心身ともに健康で充実した暮らしを送れている。
- ・高齢者が地域で見守られ支えられて、安心してらせるまちになっている。

評価指標－2：市民生活とコミュニティ

<客観評価指標>

- ・自治会等加入率
69.8%（平成22年度現況値）→80%（平成32年度目標）
- ・NPO法人件数
741件（平成23年度評価）→1,200件（平成32年度目標）

＜市民生活実感評価設問（一例）＞

- ・町内会，自治会など地域の組織の活動が盛んである。
- ・地域のひとが，環境や子育て，青少年の育成などの地域の課題に，自分たちで取り組んでいる。

iii) 課題の解決・目標の達成に向けた取組方針

- ・地域における既存ストックとICTを活用した課題解決サービスの提供と健康づくり
- ・NPOや民間事業者等による拠点サービス運営と地域住民の運営参画による就労創出
- ・臨床研究・治験環境の整備による先端医薬品，革新的医療機器，先端医療技術，健康科学等の研究開発の促進　＜国際戦略総合特区・関西共同申請＞
- ・地域コミュニティ活性化支援条例（仮称）に基づく取組による地域の自主的，自立的な地域運営の充実

iv) 課題の解決・目標の達成の過程で創造される価値

ア) 環境価値

- ・ICTを活用したエコ行動や環境教育を通じた低炭素化

イ) 社会的価値

- ・生活支援・ケアサービスや，最先端医療による市民の健康寿命の延伸
- ・コミュニティの課題解決力向上
- ・地域の絆の強化

ウ) 経済的価値

- ・拠点サービス運営主体の創出による新しい公共の担い手育成
- ・住民参画を通じた地域における雇用機会の創出
- ・医薬・医療技術，医療機器等の研究開発促進による国際競争力の強化，企業集積の促進

v) 取組の実現を支える地域資源等の概要

・産業構造、地域の産業を支える企業の集積等

精度の高い計測機器や先端医療を支える医療機器等の高度な製造技術を有するものづくり企業が集積している。

・地域の歴史、伝統、文化

町や学区を単位として，多世代がともに暮らし助け合う強固な地域コミュニティが形成されている。

・地域内外の人材・企業等のネットワーク

医療分野における持続的な新技術の創出と医療産業の振興を図る，医工薬産学公連携のネットワークや支援活動が展開されている。

・その他の地域の蓄積

医薬品，医療機器，先進医療技術，健康科学等の最先端研究機関としての京都大学，京都府立医科大学が立地している。

③その他

i) 課題・目標
<テーマ> i) 観光振興 世界の人々が日本文化の神髄を求めて集う国際観光拠点の形成や、世界の芸術家や文化人が自由に集い、学び、はばたく文化自由都市の創造を進めるとともに、国内外の人々が旅の本質を思う存分堪能できる観光都市としての基盤づくりを進める。
ii) 評価指標及び数値目標 京都市基本計画～はばたけ未来へ！ 京プラン～の政策体系をベースとした政策評価制度の評価項目を準用する。本制度は、政策の状況を統計的な数値等により表現した「客観指標評価」と市民生活が今どようになっているかを尋ねる「市民生活実感評価」の二つの手法による評価結果を総合的に勘案し、目的の達成状況をA～Eの5段階で評価するものである。 A：目的が十分に達成されている B：目的がかなり達成されている C：目的がそこそこ達成されている D：目的があまり達成されていない E：目的が達成されていない 評価指標－1：観光 <客観評価指標> ・京都で感動した観光客の数（観光客数×感動があった人の割合※） ※京都観光総合調査による 3,929万人（平成23年度評価）→5,000万人（平成27年度目標） <市民生活実感評価設問（一例）> ・じっくり滞在し、ほんものとふれあい、歩いて楽しむ観光客が増えている。 ・京都は、観光客にとっての質の高い観光都市である。
iii) 課題の解決・目標の達成に向けた取組方針 ・京都らしい歴史的景観を形成する文化的資産の適切な継承と創造的な活用等による、質の高い国際観光拠点としての機能強化 <地域活性化総合特区申請> ・世界の芸術家や文化人が自由に集い、学び、はばたく、国際的な芸術文化創造拠点の形成 <地域活性化総合特区申請> ・国内外の人々が快適に京都の魅力を堪能できる京都ならではの観光を支える基盤づくり
iv) 課題の解決・目標の達成の過程で創造される価値
ア) 環境価値

- ・歩いて楽しむことをはじめとする環境にやさしい観光スタイルによる低炭素化

イ) 社会的価値

- ・快適な受入環境の整備による，国籍，年齢，性別，障害の有無等にかかわらず，すべての観光客や市民の安心安全な観光や生活の質の向上

ウ) 経済的価値

- ・質の高い観光スタイルの定着による新たなブランド構築

v) 取組の実現を支える地域資源等の概要

・産業構造、地域の産業を支える企業の集積等

14の世界文化遺産をはじめ数多くの文化財や寺院寺社が存在。年間の入洛観光客数は約5,000万人を数え，観光業が盛んである。外国人の宿泊観光客数が5年間で倍増

・地域の歴史、伝統、文化

1200年を超える歴史と文化，山紫水明の自然，高度な技術や優れた意匠を有する伝統産業製品など，多種多様な観光資源に恵まれ，世界有数の観光都市として高いブランド力を誇っている。長年の歴史に培われた日本料理の粹である京料理が存在。世界に日本の食文化を広める人材を育てる土壌がある。

(3) 3つの価値の総合的な創造

① 3つの価値の総合的な創造による相乗効果・副次的効果の発現

「①環境（低炭素・省エネ）」、「②超高齢化（介護、福祉）」:

歩行者優先のまちづくりや歩くことを楽しむライフスタイルへの転換と、ICT連携による歩数計等のバイタルデータを活用した健康づくり支援サービスの実施とにより、更なる健康の保持増進を促す効果をもたらす。

地域で創出し共同利用する地産地消のエネルギーを活用し、地域拠点でのICTを活用した生活支援・ケアサービスを実施することにより、平常時、非常時ともに、健康で環境にやさしく、安心安全な暮らしの実現や地域コミュニティの強化をもたらす。

まちなかでの農の営みや生物を育むコミュニティの活動を通じ、地域の絆の強化や高齢者の生きがい、健康の保持増進をもたらす。

「①環境（低炭素・省エネ）」、「③その他（観光）」:

歩行者優先のまちづくりや歩くことを楽しむライフスタイルは、京都の魅力を五感で堪能できる観光スタイルを促すとともに、公共交通利用へのシフトを通じた交通渋滞解消などの利便性向上や、ゆっくり歩くことを楽しむことによる賑わい創出や観光業の振興につながる効果をもたらす。

市民や国内外から多くの観光客が集まり、エリア全体で最先端のスマートコミュニティを体感できる岡崎地域において、エコとエネルギーの意識・行動の変革と同時に観光地としての更なる魅力向上をもたらす。

地域産の農作物や天然の食物を活用した特産物やブランド商品等の新たな観光資源の開発をもたらす。

「②超高齢化（介護、福祉）」、「③その他（観光）」:

国籍、年齢、性別、障害の有無等にかかわらず、誰でも、いつでも、安心安全で快適な観光ができることによる市民生活の向上や、観光ボランティアなど市民が京都観光の新たな主体として活躍することを通じ、子どもから大人まで生涯にわたっていきいきと活動できる社会環境をもたらす。

② 3つの価値の総合的な創造のための方策

2. 取組内容

(1) 5年以内に実施する取組の内容

1 <<歩いて楽しいまちづくり>> (対応する課題・目標：①環境)
①取組内容
<u>「歩くまち・京都」実現のための新たな取組</u>
<p>○自動車流入抑制のためのロードプライシング導入に向けた社会実験の実施</p> <ul style="list-style-type: none">・交通渋滞の緩和や歩行者空間の確保、まちの賑わいを創出するため、道路混雑の激しい地域やその周辺の自動車交通量を抑制し、特定の地域に進入又は通行するクルマから料金を徴収するロードプライシングの導入に向けた社会実験を実施する。
<p>○環境にやさしく京都のまちのシンボルとなる LRT・BRT の導入計画の策定</p> <ul style="list-style-type: none">・ユニバーサルデザイン性、高い速達性と定時性、需要に見合った輸送力を併せ持った、環境にやさしく京都のまちのシンボルとなる LRT・BRT の導入計画を策定する。
<p>○「歩くまち・京都」公共交通センター（仮称）による公共交通の情報発信</p> <ul style="list-style-type: none">・公共交通の一層の利便性向上を図るため、より利便性の高い公共交通ネットワークの構築や情報発信の拠点として、事業者、学識経験者と協力して、「歩くまち・京都」公共交通センター（仮称）を設置する。このセンターは、事業者の枠を超えた、利用者の目線での公共交通の路線やダイヤ、運賃等の情報を発信するとともに、市民・観光客に公共交通利用への転換を促すモビリティ・マネジメントなど、京都市からの委託事業を行うほか、自ら交通まちづくりに貢献する事業を行う。
<p>○都心細街路における安全でゆとりのある歩行空間の創出（「歩くまち・京都」ゾーン（仮称））</p> <ul style="list-style-type: none">・歩行者の安全な歩行空間を確保するための道路拡幅や歩道の築造が困難な都心の細街路において、幹線道路に囲まれた地域を「歩くまち・京都」ゾーンと指定し、ゾーン内交通の速度抑制対策や路側帯の拡幅による歩行空間の整備を行うことで、安全でゆとりのある歩行空間を創出する。
<p>○歩いてこそ京都・自転車プロジェクト</p> <ul style="list-style-type: none">・環境共生型都市・京都にふさわしい移動手段として、レンタサイクル事業者やその他観光関連事業者との連携を図りながら、自転車を使った観光を促進することで「歩くまち・京都」を推進する。
<p>○物流のモーダルシフトとEV化</p> <ul style="list-style-type: none">・物流において、鉄道やEVを利用した、より環境負荷の小さい交通手段への転換を推進する。

「歩くまち・京都」総合交通戦略の着実な推進

○「歩くまち・京都」憲章の普及・啓発

- ・市民・観光客，そして事業者，行政が一体となって，人と公共交通優先の「歩いて楽しいまち」を実現するための行動規範を明確にした『「歩くまち・京都」憲章』の普及・啓発を強力に推進する。

○都心主要道路における歩道拡幅（四条通，東大路通）

- ・四条通や東大路通など都心主要道路における歩道を拡幅し，安心・安全で快適な歩行空間の確保や賑わいの創出など，「歩いて楽しいまちづくり」を推進する。

○観光地交通対策，パークアンドライドの通年実施

- ・年間を通して快適に生活又は観光できる都市を目指し，市内への自動車流入抑制と公共交通の利用促進を図るため，近隣自治体及び駐車場事業者等との連携のもと，広域的なパークアンドライドを実施するとともに，観光地における交通の円滑化と安全快適な歩行者空間を創出するための交通対策を実施する。

○「スローライフ京都」^{プロジェクト}大作戦（モビリティ・マネジメントの推進）

- ・市民や観光客，企業等を対象として，歩いて楽しい暮らしを大切にする動機付けのための情報と，公共交通を利用する際に必要となる情報を，利用者の視点に立って的確に提供するとともに，ライフスタイルの転換を一人ひとりに促すため，自らの行動を振り返り，行動をどのように変えるか考えるきっかけとなるコミュニケーション施策を実施することにより，市民の皆様と一体となって過度な自動車利用の抑制と公共交通利用の促進を推進する。

○公共交通利用促進策を実施する建築物に対する駐車場付置義務台数の引き下げ

- ・平成23年5月，京都市駐車場条例の一部改正により，「歩くまち・京都」の実現に寄与する公共交通利用促進策を実施する特定用途の建築物などに対し，付置義務台数の引き下げができるよう規定した。

○マンション等共同住宅でのカーシェアリングの普及促進

- ・車を個人で所有するのではなく，複数の人が共同で，必要なときに必要な人が利用するカーシェアリングの取組について，マンション等共同住宅での普及促進を図るとともに，取組の周知を行う。

②実施主体

行政，民間事業者

③実施エリア
京都市都心部等
④事業費・事業規模
4,558 百万円 ※事業費については、取組に関連する本市事業（計画含む）における支出見込みの合計である。
⑤実施時期
平成 23 年度～平成 27 年度
⑥当該取組から創出される成功事例とその普及展開の考え方、自立的・自律的モデルの実現可能性
<p>世界トップレベルの使いやすい公共交通を構築し、歩く魅力にあふれるまちをつくり、また一人ひとりが歩く暮らし（ライフスタイル）を大切にすることによって、「歩くまち・京都」を実現する。</p> <p>「歩くまち・京都」が実現したまちの姿は、他都市・地域の先進事例となるとともに、その各取組の要素は他都市・地域にも適用可能なモデルとして普及展開されていくポテンシャルを持つものである。</p> <p>また、市民、事業者、行政が一体となって取り組むとともに、市民一人ひとりが歩く暮らし（ライフスタイル）を大切にすることにより、自立的で持続可能な「歩くまち・京都」のモデルを構築する。</p>
⑦当該取組を進める上での障壁とその解決を図るために必要な措置に関する国への提言
<p>○「自動車流入抑制のためのロードプライシング導入に向けた社会実験の実施」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロードプライシング導入に向けた法令の整備 <p>内容：現行の道路法では、道路の使用制限をすることができないため、ロードプライシングの導入ができるよう、道路法の規制緩和を求める。</p>
⑧その他

2 <<エネルギー地産地消都市づくり>> (対応する課題・目標：①環境)

①取組内容

省エネ・創エネ・蓄エネ技術の導入による分散型エネルギーマネジメント

○エネルギーの共同利用施設によりコミュニティ活性化をもたらす「次世代エネルギーの井戸端」づくり

- ・再生可能エネルギー、蓄電池、燃料電池、充電設備などからなるエネルギー供給拠点（高層マンション、地域の公共施設、空き町家など）を都心部に作り、地域の「エネルギーの井戸端」として、様々な世代の人々が共同利用するとともに、通常時は周辺住民が交流できる憩いの場として、災害時は非常用の電源として活用を図る。

○公共施設等を拠点とする市民出資型協働発電の推進、自立分散型電源の確保

- ・公共施設等の拠点において、市民出資ファンドにより太陽光発電システムを設置し、売電収入で返済・配当を行う市民出資型協働発電を推進し、市内各所に分散型電源を実現するためのスキームを確立する。

○岡崎地域に集積する公共施設等のエネルギーの見える化、省エネ運用(BAS/BEMSの導入)、太陽光発電、コージェネレーションシステム、ヒートポンプ等の導入、エリア内のエネルギーマネジメント

- ・「京都会館再整備基本計画」が策定された京都会館を中心に、京都岡崎地域の公共施設において、空調・照明等の各施設で使う設備の省エネ化をはじめ、太陽光発電、小水力発電、バイオマス発電、ヒートポンプ、コージェネレーションによる熱電併給などのエネルギー供給機器等、多様な省エネ・創エネ・蓄エネ機器の設置を検討する。また、設置した多様な機器をネットワークで結び、エリア内の総エネルギーを最適利用制御する観点から、公共施設間でエネルギーを効率的に利用するモデルの実現を検討する。

○糞尿・食品残渣から回収したバイオガスなど自然エネルギーを活用した「グリーンZ00」

- ・新「京都市動物園構想」に基づき環境負荷の少ない施設整備を推進するにあたり、糞尿・食品残渣から回収したバイオガス、太陽光発電など自然エネルギーの活用を推進し、可能な限りエネルギーを再生可能エネルギーでまかなうとともに、屋上緑化や地域産木材の活用、雨水利用を進め、環境に配慮した都市型動物園を展開する。

○特定建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置義務化

- ・京都市温暖化対策条例の改正により、特定建築物の新築等をしようとする者に対して、再生可能エネルギー利用設備の設置を義務化する。

※特定建築物：床面積の合計が2,000㎡以上（増築の場合にあつては、当該増築に係る部分の面積）の建築物

○駐車場、店舗等における充電設備の設置推進

- ・EV、PHVといったエコカー普及に向けては、都市インフラとしての充電設備の整備が

不可欠であるため、駐車場・店舗等エコカー利用者が立ち寄る施設において、率先して基盤整備を推進する。

グリーン・イノベーションの推進

○産学公連携による研究開発拠点の整備と環境エネルギー分野の革新に資する研究開発の推進

・「らくなん進都」内に、京都地域に数多く集積する大学における優れた技術シーズを実用化まで確実に橋渡しする研究開発拠点を整備する。また、産学公連携により、様々な産業基盤を支える化学分野の研究開発を推進し、「グリーン・イノベーション」を実現することにより、化学的プロセスにおける CO2 削減等に寄与する。

○都市油田・都市鉱山発掘事業

・一般家庭や事業所から排出される廃食用植物油を回収し、メチルエステル（バイオディーゼル燃料）として再生し、本市のごみ収集車や市バスの燃料として利活用するバイオディーゼル燃料化事業、及び全国初の取組となる生ごみと紙ごみの混合物からエタノールに変換する「都市油田」発掘に取り組むとともに、使用済みの携帯電話などの小型家電を回収してレアメタル等の有用な金属を取り出す「都市鉱山」発掘事業を進め、廃棄物からの資源回収を推進する。

歩行者中心のゼロエミッションパーク

○化石燃料車の流入抑制

○観光地 EV カーシェアリングの推進と EV バス運行

・岡崎地域への自動車の流入抑制を目的に、第 1 段階として化石燃料車の流入抑制を図り、パーキングプライシングなど EV の優先的な利用環境を整備するとともに EV カーシェアリングを推進する。さらに、岡崎地域外周部には EV バスを運行させ、公共交通によるアクセスを改善するとともに、EV バスの普及に向けた基盤整備、観光客を巻き込んだ実証実験を行う。また、京都駅と「らくなん進都」を直結する EV バスを導入する。

○ICT を活用した小型電動モビリティ、レンタサイクルの導入

・再生可能エネルギーで充電する電動アシスト自転車など、レンタルサイクル・シェアリング事業を実証するとともに、ICT を活用して、利用状況に加えて、観光情報も発信できる仕組みを構築する。

地域力を生かしたライフスタイルの転換

○エコ学区など環境に優しいライフスタイルを実践するエコ・コミュニティの形成

- ・積極的な省エネの推進や環境学習等を、地域ぐるみで総合的に実施する「エコ学区」の認定を契機として、先進的なモデル事業を実施し、その成果を検証、全市的に取組を展開することで、環境にやさしいライフスタイルを実践するエコ・コミュニティを形成する。

○朝型生活への転換を推奨する「京朝（きょうあさ）スタイル」の推進

- ・夜型生活を見直し、エネルギー消費量が少なく、「太陽が昇れば起きて活動し、太陽が沈めば寝る」という自然のサイクルに沿った、朝型の生活への転換を推奨する取組「京朝（きょうあさ）スタイル」を推進する。具体的には、朝が楽しくなるような朝講座の開設や専用ホームページでの朝情報の発信などを行い、市民の朝スタイルを応援する。

○DO YOU KYOTO?クレジットの創出

- ・地域団体や中小事業者に環境配慮行動を促し、その結果実現した温室効果ガス削減量を経済的価値のあるクレジットとして取引・循環させる仕組みを創設し、市内の温室効果ガス排出量の削減と、省エネルギー・省コスト化による中小事業者の経営基盤の強化を促進する。また、象徴的なクレジット活用事例を発掘し、市民や事業者に見える形で発信することにより、認知度とブランド価値の向上を図り、更なるクレジット活用（売却）を推進する。

防災まちづくり

○木造密集市街地や細街路における地域のまちづくりの取組と連携した防災まちづくりの推進

- ・京都らしさを維持しながら、都市防災上、住宅・住環境上の安全性の確保に向けた取組を推進するため、木造密集市街地や細街路の特性に応じた実効性の高い対策を立案し、歴史都市京都独自の災害に強い安心・安全のまちづくりに向けた総合的かつ戦略的な密集市街地の取組方針及び細街路対策指針を策定する。

これらの方針・指針に基づき、早急に対策を講ずべき木造密集市街地や細街路については、地域住民へのヒアリングや防災対策の働きかけを行い、避難経路協定の活用など、具体的な対策に着手する。

○防災と環境に配慮した学校施設・設備の整備

- ・地域の防災拠点ともなる小中学校体育館の耐震化や防災機能強化等に係る全面改築・改修を進めるとともに、学校施設の修繕にあわせて断熱化や照明等の高効率化、内装の木質化等を図る。

②実施主体

省エネ・創エネ・蓄エネ技術の導入による分散型エネルギーマネジメント

- エネルギーの共同利用施設によりコミュニティ活性化をもたらす「次世代エネルギーの井戸端」づくり
 - ・市民，民間事業者（スマートシティ京都研究会参加企業等），行政
- 公共施設等を拠点とする市民出資型協働発電の推進，自立分散型電源の確保
 - ・市民，市民出資型協働発電協議会，行政
- 岡崎地域に集積する公共施設等のエネルギーの見える化，省エネ運用（BAS/BEMS の導入），太陽光発電，コージェネレーションシステム，ヒートポンプ等の導入，エリア内のエネルギーマネジメント
 - ・民間事業者（スマートシティ京都研究会参加企業等），行政
- 糞尿・食品残渣から回収したバイオガスなど自然エネルギーを活用した「グリーン Z00」
 - ・民間事業者（スマートシティ京都研究会参加企業），行政
- 特定建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置義務化
 - ・行政
- 駐車場，店舗等における充電設備の設置推進
 - ・市民，民間事業者，行政

グリーン・イノベーションの推進

- 産学公連携による研究開発拠点の整備と環境エネルギー分野の革新に資する研究開発の推進
 - ・学術機関，民間事業者，行政
- 都市油田，都市鉱山発掘事業
 - ・市民，民間事業者，学術機関，行政

歩行者中心のゼロエミッションパーク

- 化石燃料車の流入抑制
 - ・民間事業者（スマートシティ京都研究会参加企業），行政
- 観光地 EV カーシェアリングの推進と EV バス運行
 - ・民間事業者（スマートシティ京都研究会参加企業），行政

<p>○ICT を活用した小型電動モビリティ，レンタサイクルの導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者（スマートシティ京都研究会参加企業），行政 <p><u>地域力を生かしたライフスタイルの転換</u></p> <p>○エコ学区など環境に優しいライフスタイルを実践するエコ・コミュニティの形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民（自治会等の組織），行政 <p>○朝型生活への転換を推奨する「京朝（きょうあさ）スタイル」の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民，民間事業者，行政 <p>○DO YOU KYOTO?クレジットの創出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民（自治会等の組織），民間事業者（中小企業・特定事業者），行政 <p><u>防災まちづくり</u></p> <p>○木造密集市街地や細街路における地域のまちづくりの取組と連携した防災まちづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民（自治会等の組織），民間事業者，行政 <p>○防災と環境に配慮した学校施設・設備の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政
<p>③実施エリア</p> <p>京都市都心部等，岡崎地域，らくなん進都</p>
<p>④事業費・事業規模</p> <p>2,453 百万円</p> <p>※事業費については，取組に関連する本市事業（計画含む）における支出見込みの合計である。</p>
<p>⑤実施時期</p> <p>平成 23 年度～平成 27 年度</p>
<p>⑥当該取組から創出される成功事例とその普及展開の考え方、自立的・自律的モデルの実現可能性</p> <p>1895 年に第 4 回内国博覧会が開催された京都岡崎地域エリア全体をエネルギーとエコの</p>

「ショーケース」として整備するなど、最先端の環境・エネルギー技術を導入するとともに、地域の取組とも連携した人と環境に優しい暮らし方への転換、防災まちづくりを推進する。

これにより、街区内におけるエネルギーの創出と分散化による「エネルギーの地産地消」を実現し、また災害にも強い、歩行者中心の安心安全なまちを構築する。

岡崎地域においては、エネルギーとエコの「ショーケース」として、京都市民や国内外から訪れる多くの観光客に対して、単なるエネルギーの消費者ではなく、実際にエネルギーが賢く創られ、貯められ、消費されるという意識を醸成する場を提供することになり、参加型・学修創造型の「能動的観光」エリアとして、国内外への普及啓発の場となる。

また、公共施設の運営・管理（ネーミングライツの売却、施設の利用料、再生可能エネルギーの売電など）を軸としたモデルの構築は、他の公共施設群にも展開が可能である。

取組全体の推進にあたっては、基礎自治体として京都市が取組を全面にサポートするとともに、地域の取組や市民出資により自立したモデルとして展開していく。

⑦当該取組を進める上での障壁とその解決を図るために必要な措置に関する国への提言

○「エネルギーの共同利用施設の整備による地域コミュニティの活性化」について

- ・電気エネルギーの融通に係る規制の緩和

内容：電気エネルギーの融通に係る自営線設置、電気の販売・転売に関する緩和（電気事業法）

- ・太陽光発電装置における一般用電気工作物の要件緩和

内容：出力 20kW 以上の太陽光発電設備については自家用電気工作物となり、電気主任技術者の選任、厳しい保安基準等、設置者の負担が大きくなるため、太陽光発電設備の普及に向け、要件の緩和を求める。（電気事業法）

○「岡崎地域に集積する公共施設等のエネルギーの見える化、省エネ運用（BAS/BEMS の導入）、太陽光発電、コージェネレーションシステム、ヒートポンプ等の導入、エリア内のエネルギーマネジメント」について

- ・電気エネルギーの融通に係る自営線設置、電気の販売・転売に関する緩和（電気事業法）

○「観光地 EV カーシェアリングの推進と EV バス運行」について

- ・EV 用通信機器を高速ブロードバンド域に適用させるための規制緩和

内容：多くの情報を配信できる高速ブロードバンド域を移動体通信に適用させるため、EV 用通信機に対する電波法上の利用要件の緩和（電波法）

○「木造密集市街地や細街路における地域のまちづくりの取組と連携した防災まちづくり」について

・細街路について、沿道建築物等に特別措置が必要な道路を指定できる制度の創設

内容：細街路においては、建築基準法上の道路として一律に拡幅が求められ、また、沿道建築物に対する制限も画一的に適用される中で、沿道景観の保全や細街路の防災性の向上を考慮しながら、建築物の更新を促進するといったきめ細かな規制・誘導が困難である。このため、特定行政庁(*)が地域の特性や実態に即して、下記の建築制限の付加・緩和を可能とすることで、建替えの促進を図るとともに、景観上及び防災上好ましい形態・用途へと誘導する。(建築基準法)

(1) 条例等に基づく階数・用途等の制限の付加

(2) 上記の制限の付加による措置が講じられた場合における建ぺい率等の形態制限の緩和

*建築主事を置く市町村

・伝統的建築物について、安全性を確保しつつ、保全・再生を可能とする制度等の創設

内容：現行の建築基準法では、京町家等の伝統的建築物は既存不適格物件となっており、一部を改修しようとした場合に、建築物全体にわたって不適格となっている箇所の改善が求められることや、伝統的な意匠形態が保てないといった課題がある。このため、一定の条件下における既存建築物に対する制限の緩和及び、伝統的構法に適した防火仕様や設計法の確立を求めるもの。(建築基準法)

(1) 小規模な増築などにおける既存の建築物に対する制限の緩和の拡充

(2) 京町家等に適した防火仕様規定の告示の拡充

(3) 伝統的構法に適した構造設計法の確立・普及

(4) 耐震性能を向上させ、現行規定に準じた防火措置等を講じた場合に、増築等を可能とする認定制度等の創設

⑧その他

3 <<木の文化が育む低炭素都市づくり>> (対応する課題・目標：①環境)

①取組内容

森と木のまち京都の創造

○木材ストック情報システムの整備

・木材事業者における地域産木材のストック情報をウェブ上で把握できるようにする一方で、よく使用される規格の木材について、個々の木材事業者が少しずつストックして全体量を確保する、総量ストックの体制を構築することにより、川上（森林）と川下（まち）をつなぐ取組を推進する。

○市街地周辺三山における森林の保全整備

・生態系の保全や水源涵養・景観保全など、森林の持つ公益的機能の発揮を重視した保全整備を推進するため、三山森林景観保全・再生ガイドラインに沿った森林施業の実施、広葉樹施業などの専門知識を持った担い手の育成、企業や市民ボランティア等との協働による保全活動を推進するなど、将来にわたり継続的に森づくりを行うための条件整備を行う。

○木質ペレットの利用、路面材や道路付属物への活用促進

・木質ペレットストーブ・ボイラーを導入する際の経費について、初期投資の負担を軽減して木質ペレット利用を促進するとともに、路面材や道路付属物への地域産木材の活用を検討・推進する。

○特定建築物に係る地域産木材の利用義務化

・京都市地球温暖化対策条例の改正により、特定建築物の新築等をしようとする者に対して、地域産木材の利用を義務化する。

※特定建築物：床面積の合計が2,000㎡以上（増築の場合にあつては、当該増築に係る部分の面積）の建築物

○CASBEE 京都による地域産木材を利用した建築物の評価

・全国共通の基準であるCASBEEに、市民会議の意見を踏まえて、京都ならではの考え方を評価できる独自基準を組み込み「CASBEE 京都」を策定したことを受け、その普及・啓発を通じて京都らしさを踏まえた低炭素化社会を実現する。

○「平成の京町家」の普及促進

・京都の気候・風土・文化に根ざした京町家の知恵を取り入れた京都型環境配慮住宅である「平成の京町家」の普及を促進することにより、地球温暖化対策や良好な住宅ストックの形成、伝統的な住文化の継承、京都の「木の文化」の象徴である京町家との共存による歴史都市・京都の町並み景観の保全・再生、及び京都市内産木材の積極的活用による森林の保全・育成を図る。

○京町家などの伝統的な木造建築物の保存活用に関する条例の制定

- ・伝統的な木造の建築物において、増築や用途の変更を行おうとする場合、現行の建築基準法の規定に適合することが求められることから、伝統的な意匠、構造を将来へ継承することが困難な場合がある。このため、景観重要建造物などの、景観的、文化的に特に重要なものとして位置付けられた木造の建築物については、建築基準法の適用を除外し、その代わりにこれら伝統的な木造の建築物に適した安全性等を確保するための規定を定める、全国初となる新たな条例を制定する。

○景観政策の推進

- ・京都の優れた景観を守り、育て、50年後、100年後の未来へと引き継いでいくため、建物の高さやデザイン及び屋外広告物の規制等を全市的に見直した「新景観政策」を平成19年9月から実施。平成22年度には、景観政策実施による影響などを様々な角度から検証した「京都市景観白書」を発行するとともに、市民・事業者の意見を踏まえ、市民とともに創造する景観づくりに関する仕組みの整備やデザイン基準の更なる充実、遠景デザイン保全区域の見直しなどを行い、平成23年度から、更に進化した景観政策を実施している。今後も市民との協働による魅力あふれる美しい景観づくりを推進していく。

農力開発

○都市農園制度の創設や農地等を利用した環境保全・防災機能の向上

- ・市街地及びその周辺に、市民が農とふれあう場として「都市農園」を創設する。農と積極的にかかわる市民を「市民農家」と位置付け、その活動を支援することにより、地域コミュニティの再生を図るとともに、人々に生きがいを与え、まさに四季の潤いと豊かさを与える。

また、まちなか農地環境保全制度を創設し、市民等が連携して行う生物多様性維持活動などの環境保全活動に対し、必要な経費を交付するとともに、農業用水など「水の力」により農地が持つ防災機能の維持・向上を図る。

○人材育成・6次産業化支援・情報発信のための拠点の設置

- ・学生、市民及び就農希望者等を対象とした人材の育成、農家の6次産業化支援並びに時待ち食発信の拠点を整備するとともに、食品関連企業や学校と連携した農力開発を展開する。

○就農希望者や市民の農力育成と農育・花育の推進

- ・篤農家等を農業教師として認定する「『農業教師』認定登録制度」や、就農希望者が農家で長期研修を受けられる「農家弟子入り制度」の創設など、高度な栽培技術等の習得を目指す新規就農希望者や農に親しむ市民等を対象に、農力育成支援制度の充実を図るとともに、教育機関との連携による体験学習、研修等啓発活動を推進する。

○時待ち食キャンペーンや歩いて訪ねる京野菜観光の推進

・地場野菜の旬を待って食べる，京の旬野菜「時待ち食」の考え方の普及に向け，京都ならではの伝統的な販売方法である農家による振り売りの継承を図るとともに，新たな地産地消の拠点として旬野菜農家による直売所を活用する。

また，京都散策のコースに京野菜栽培風景，農家の直売，朝市などを風物詩として取り入れ，商店（加工品取扱店），料理店，寺社仏閣等との連携による地域エコツーリズムの推進を図る。

○五感で感じる農・流通・食の拠点整備

・京都市都心部において，青果物の生産・販売を行う民間事業者により「農業」「流通」「食」をテーマにした，農作業体験ができる屋上農園やレストラン，料理教室等を備えた施設を整備・運営する。

自然の恵みの育成・活用

○京都みつばちガーデン事業

・民間ビルや公共施設など都心部のビル屋上において養蜂箱を設置し，ミツバチの管理・飼育を行うとともに，周辺市街地でミツバチの生息に適した緑化を推進する。採取した蜂蜜は，小学校等の環境教育，食育などといった教育に活用し，将来的には蜂蜜を原料とした食材の製造を検討する。

また，京都学園大学バイオ環境学部と連携して，都市部でほとんど飼育が行われていない日本固有種であるニホンミツバチを飼育し，ニホンミツバチとの共生に向けての研究(*)を進める。

(*) 京都学園大学ではニホンミツバチの研究をしており，現在益虫であるにもかかわらず殺処分されている分封群を生かすことができるように取り組んでいく。

○鴨川の天然アユ復活事業

・京都の環境と景観の象徴である「鴨川」を舞台に，森と海のつながりと人の暮らしとのかかわりの中で育まれてきた自然の恵みを感じることができる社会の実現を目指すため，地球温暖化の影響が懸念されている「天然アユ」をシンボルとして，天然遡上アユの道づくり，産卵場づくりをはじめとした活動を展開する。

事業は，学識経験者，農林漁業者団体，行政（京都府，京都市）で組織された「京の川の恵みを活かす会」が中心となって，流域住民とともに推進する。

②実施主体

森と木のまち京都の創造

- 木材ストック情報システムの整備
 - ・民間事業者（木材事業者），行政
- 市街地周辺三山における森林の保全整備
 - ・市民，民間事業者，行政
- 木質ペレットの利用促進，路面材や道路付属物への活用促進
 - ・民間事業者，行政
- 特定建築物に係る地域産木材の利用義務化
 - ・行政
- 「平成の京町家」の普及促進
 - ・民間事業者，行政，平成の京町家コンソーシアム（住宅の供給を担う京都の事業者及び団体，学識経験者，行政等）
- 京町家などの伝統的な木造建築物の保存活用に関する条例の制定
 - ・行政
- 景観政策の推進
 - ・市民，民間事業者，行政

農力開発

- 都市農園制度の創設や農地等を利用した環境保全・防災機能の向上
 - ・市民，自治会，民間事業者，農家，行政
- 人材育成・6次産業化支援・情報発信のための拠点の設置
 - ・民間事業者，農家，行政
- 就農希望者や市民の農力育成と農育・花育の推進
 - ・農家，行政
- 時待ち食キャンペーンや歩いて訪ねる京野菜観光の推進
 - ・農家，民間事業者，行政
- 五感で感じる農・流通・食の拠点整備
 - ・民間事業者

自然の恵みの育成・活用

- 京都みつばちガーデン事業
 - ・民間事業者，大学，行政
- 鴨川の天然アユ復活事業

<ul style="list-style-type: none"> ・市民，学識経験者，農林漁業者団体，行政
③実施エリア
京都市都心部等
④事業費・事業規模
991 百万円 ※事業費については，取組に関連する本市事業（計画含む）における支出見込みの合計である。
⑤実施時期
平成 23 年度～平成 27 年度
⑥当該取組から創出される成功事例とその普及展開の考え方、自立的・自律的モデルの実現可能性
<p>本取組により，豊かな自然に近接した京都の特性を生かして，地域産の資源を地域で消費する地産地消社会を実現するモデルを構築するとともに，自然の恵みを最大限に活用した持続可能な社会を目指す。</p> <p>また，京都が育んできた「木の文化」が実現してきた優れた景観を保全・創生する「新景観政策」を基本に，景観と低炭素社会が調和した「低炭素景観」を創造していく。</p> <p>取組の推進にあたっては，産民学公の連携を生かしながら，同時に京都市としても責任を持って関連施策を推進するとともに，環境にやさしい地産地消のライフスタイルが定着していくことで，地域で自立した需要と供給のサイクルを生み出し，継続的な取組へとつなげていく。</p>
⑦当該取組を進める上での障壁とその解決を図るために必要な措置に関する国への提言
<p>○「木質ペレットの利用促進」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木質バイオマス焼却灰に係る産業廃棄物規制緩和 <p>内容：事業所においてボイラー等で木質ペレットを利用した場合，焼却灰が産業廃棄物とみなされ，処分の際に廃棄物処理業者との契約が必要になる等の課題がある。このため，焼却灰を産業廃棄物とみなさないよう規制緩和を求める。（廃棄物処理法）</p> <p>○『「平成の京町家」の普及促進』について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期優良住宅に対する税制優遇と同等の減税措置の実施（税制のグリーン化） <p>内容：長期優良住宅と同等の省エネ性能を有し，かつ，「環境調整空間」の設置による冷</p>

暖房期間の短縮等を可能にする「平成の京町家」に対して、長期優良住宅に対する税制優遇（住民税，不動産登記税，登録免許税，固定資産税）と同等の減税措置の実施

- ・建設費助成に対する財政支援

○「都市農園制度の創設や農地等を利用した環境保全・防災機能の向上」について

- ・10年間開設による相続税の免除

内容：都市農園制度にのっとり10年間都市農園を開設した場合，当該土地に係る相続税を免除する。

- ・農地・水保全管理支払交付金の制度拡充

内容：生産緑地を事業対象地に追加する。

○「鴨川の天然アユ復活事業」について

- ・国土交通省との連携

内容：鴨川流域において，自然の恵みの豊かさを保つためには，淀川流域全体の豊かさが保たれる必要があり，中でも，川の恵みの象徴である「天然アユ」の保全・再生のためには，森から海までの健全な環境が求められる。したがって，他都市との連携とともに，国土交通省（淀川大堰等の管理）との連携による取組の展開が必要である。

⑧その他

4 <<地域で支える健康都市づくり>> (対応する課題・目標：②超高齢化対応)

①取組内容

地域における生活支援・ケアサービスの提供と健康づくり

○商店街、市営住宅ストックを活用した地域コミュニティに資する活動の場の設置への支援

- ・既存の都市ストックを活用して、子どもから高齢者まで誰もが自然に集え、アットホームな雰囲気の中で過ごせる、地域サービス事業の活動拠点の設置を支援する。

○NPO 法人や民間事業者等の運営主体創出、地域住民の参画による就労創出

- ・民間事業者や地縁組織等が主体となって、介護保険や医療保険の対象とならない地域住民に対するサービス等、地域の課題の解決に資する複合的なサービスを提供する。

○ICT を活用した見守り、買物支援、省エネ、健康づくり活動サービスの実施

- ・地域拠点を核として、課題解決サービスシステムを構築し、ICT を活用した児童・高齢者の見守りサービスや買物支援、家庭向け省エネサービス、日常生活で蓄積した歩数等のバイタルデータを用いた健康づくり活動サービスなどを展開する。

○「地域包括ケアシステム」の基盤整備

- ・本市が日常生活圏域内に設置している地域包括支援センターについて、「高齢者包括支援ネットワークシステム（仮称）」の導入をはじめとする機能強化を図るとともに、本市も参画する京都地域包括ケア推進機構において、在宅療養中の高齢者が緊急時に入院する病院を事前登録し、かかりつけ医の連絡で早期入院できる「在宅療養あんしん病院登録システム」の運用を開始するなど、「地域包括ケアシステム」の基盤整備を行う。

○ウォーキングや京都マラソンなどスポーツイベントの開催

- ・外国人受け入れ環境の整備など、健康志向や環境への配慮が高まる中、多くの人に利用されている「京都一周トレイル^(*)」を活用した取組を進めるとともに、15000 人の市民ランナーが都大路を駆け抜ける「京都マラソン」を平成 23 年度から新たに開催し、市民の健康増進を図る。

(*) 京都三山などをめぐる全長約 110km のトレイルコース

臨床研究、治験環境の整備（※国際戦略総合特区申請内容）

○医薬品、医療機器、先端医療技術等における研究、開発から実用化への支援環境の整備

- ・医薬品、医療機器、先端医療技術等に関して、治験環境のバーチャルネットワーク化や審査・評価プラットフォームの構築、先端医療技術分野における産学官連携の取組により、研究、開発から実用化への支援環境を整備する。

地域コミュニティ活性化推進条例に基づく取組

○地域コミュニティサポートセンターの設置

- ・市民活動総合センター，京都市景観・まちづくりセンター，まちづくりアドバイザー等が連携した，地域コミュニティのための総合的な相談窓口を設置する。

○地域コミュニティ活性化支援助成制度（仮称）の創設

- ・地域自治を担う住民組織の設立，地域活動に関わる HP 等情報発信機能の整備，マンション住民への地域活動参加を促す取組等，地域コミュニティの活性化に向けた自主的取組に対し，必要な経費の一部を助成する制度を創設する。

○町内会・自治会等の活動状況に関するデータベースの作成

- ・新たに地域に転入した方への情報提供等に活用するため，学区自治連合会等に関する情報をデータベース化する。

②実施主体

地域における課題解決・健康づくりサービスの提供

○商店街，市営住宅ストックを活用した地域コミュニティに資する活動の場の設置への支援

- ・民間事業者，行政

○NPO 法人や民間事業者等の運営主体創出，地域住民の参画による就労創出

- ・市民，NPO 法人，民間事業者，行政

○ICT を活用した見守り，買物支援，省エネ，健康づくり活動サービスの実施

- ・市民，NPO 法人，民間事業者（スマートシティ京都研究会参加企業等），行政

○「地域包括ケアシステム」の基盤整備

- ・行政

○ウォーキングや京都マラソンなどスポーツイベントの開催

- ・市民，民間事業者，行政

臨床研究，治験環境の整備

○医薬品，医療機器，先端医療技術等における研究，開発から実用化への支援環境の整備

- ・民間事業者，学術機関，行政

<p><u>地域コミュニティ活性化推進条例に基づく取組</u></p> <p>○地域コミュニティサポートセンターの設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政 <p>○地域コミュニティ活性化支援助成制度（仮称）の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政 <p>○町内会・自治会等の活動状況に関するデータベースの作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政 	
<p>③実施エリア</p> <p>京都市内</p>	
<p>④事業費・事業規模</p> <p>8,275 百万円</p> <p>※事業費については、取組に関連する本市事業（計画含む）における支出見込みの合計である。</p>	
<p>⑤実施時期</p> <p>平成 23 年度～平成 27 年度</p>	
<p>⑥当該取組から創出される成功事例とその普及展開の考え方、自立的・自律的モデルの実現可能性</p> <p>超高齢化社会の到来により医療や担い手不足等の問題が想定されるが、本取組を推進することで、市民の健康寿命の延伸や、地域の絆の強化を図り、自立した健康な暮らしを支える安心安全のサポート体制を実現する。特定の地域で自立したモデルを構築し、成功事例を創出することで、そのスキームを他地域へ適用できる。</p>	
<p>⑦当該取組を進める上での障壁とその解決を図るために必要な措置に関する国への提言</p> <p>○「NPO 法人や民間事業者等の運営主体創出，地域住民の参画による就労創出」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな社会的営利法人に対する税制優遇措置 <p>内容：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出資した個人に対し、出資額を所得控除できることとする（所得税） ・特定事業資産の投資税額控除又は特別償却をできることとする。 ・当該法人が支払う配当金を損金算入することを認める。（資産流動化法による特定目的会社と同じ） ・特定事業資産として不動産等を取得する際に、一定の要件を満たすと登録免許 	

税（1／2，租税特別措置法で規定）や不動産取得税（1／2，地方税法施行令附則で規定）の減免を認める。（資産流動化法による特定目的会社と同じ）

⑧その他

5 <<日本文化の神髄に触れる文化観光都市づくり>> (対応する課題・目標：③その他)

①取組内容

国際観光拠点の形成 (※地域活性化総合特区申請内容)

○京町家をはじめとする文化的資産を保全・継承するための制度創設等

- ・京都の歴史や文化を象徴する、文化的・景観的資産である隠れた建築物や庭園を、有効に活用しながら保存・継承する仕組みを構築する。

○京町家旅館等の整備促進

- ・市内に約4万8千軒残存する京町家は、京都の景観の重要な構成要素であるが、空き家が多く、相続や維持管理の問題等で継承が困難なために毎年約2%が消失している。京町家の保全・再生を図るとともに、京町家旅館を始め、レストランやアトリエなど創造的な活用を促進する。

○文化的資産の活用や環境をテーマとしたMICE^(*)推進

- ・文化的資産を最大限に生かした京都ならではの取組として、MICE開催に当たり、寺院神社、博物館、美術館等を主会場、レセプション、エクスカージョンなどで活用するなど、文化的資産の活用を推進する。また、多様な舞台芸術やMICE開催も可能な施設として京都会館の再整備を進める。さらに京都議定書誕生の地として、環境に関連するコンテンツを充実させ、環境をテーマとしたMICEを推進する。

(*) 企業のミーティング、企業研修旅行、国際会議、イベントなどの総称

○市内免税店等の普及促進

- ・訪日動機として「ショッピング」をトップに上げる外国人観光客の利便性向上のため、京都市内で免税店の普及促進を図るとともに、伝統産業をはじめとする京都の特産品の免税対象の拡大を図る。

国際的な文化芸術創造拠点の形成 (※地域活性化総合特区申請内容)

○ほんものの文化・芸術を学ぶ場の提供

- ・国内外の若者に、演劇や伝統芸能をはじめさまざまな文化芸術を、一流の芸術家や伝承者から学ぶ機会を提供し、若手アーティストにとっての登竜門となる事業を京都会館や京町家などの施設を拠点として実施する。

○本格的な京料理の世界への発信

- ・京料理を学びたい世界中の若者を受け入れ、本場の料理店で働きながら修行する場を提供する「京料理塾」を実施し、本格的な京料理を世界に向けて発信し、日本料理の市場を拡大する。

○海外からの映画撮影誘致やコンテンツ分野での人材交流促進

- ・「京都フィルム・オフィス」においてロケ支援を充実し、海外からの映画撮影の誘致を推進するとともに、映画、マンガ、アニメなど日本の誇るコンテンツ分野での高度な若手人材の交流を促進する。

京都ならではの観光を支える基盤づくり

○京都どこでもインターネット・安心救急ステーションの整備

- ・民間との共汗により、観光客が利用しやすい場所に無線LANアンテナを多数設置し、観光客がいつでもどこでもインターネット上の観光情報や災害時に必要な情報を入手できる環境を構築するとともに、救急事案が発生した際の応急手当や119番通報などを行う「安心救急ステーション」を整備する。

○多言語対応コールセンターの開設

- ・外国人観光客宿泊施設向けの24時間体制の多言語によるコールセンターを設置し、宿泊施設における外国語対応をスムーズにするとともに、緊急時のサポート体制を整えることで、京都観光における安心安全及び満足度の向上に寄与し、京都全体のブランド力を高める。

○携帯GPS機能を活用した観光・交通案内情報の発信

- ・ICTを活用し、携帯端末などでイベント情報や店舗情報、交通情報などが1ストップで入手できるシステムを構築・運用し、訪問者の利便性の向上を図る。

○歩いてこそ京都・自転車プロジェクト（再掲）

- ・レンタサイクル事業者やその他観光関連事業者との連携を図りながら、自転車を使った観光を促進することで「歩くまち・京都」を推進する。

○多言語観光案内標識のアップグレード

- ・観光客や市民の視点に立った、より分かりやすい観光案内標識のあり方をまとめた「観光案内標識アップグレード指針」に基づき、観光エリアに、京都の町並みに調和した新たな観光案内標識を整備する。

②実施主体

国際観光拠点の形成

○京町家をはじめとする文化的資産を保全・継承するための制度創設等

- ・市民，行政

○京町家旅館等の整備促進

- ・市民，民間事業者，行政

○文化的資産の活用や環境をテーマとした MICE 推進

- ・市民, 民間事業者, 寺院神社, 学術機関, 行政

○市内免税店等の普及促進

- ・民間事業者, 行政

国際的な文化芸術創造拠点の形成

○ほんものの文化・芸術を学ぶ場の提供

- ・市民, 行政

○本格的な京料理の世界への発信

- ・市民, 民間事業者, 行政

○海外からの映画撮影誘致やコンテンツ分野での人材交流促進

- ・民間事業者, 行政

京都ならではの観光を支える基盤づくり

○京都どこでもインターネット・安心救急ステーションの整備

- ・市民, 民間事業者, 行政

○多言語対応コールセンターの開設

- ・民間事業者, 行政

○携帯 GPS 機能を活用した観光・交通案内情報の発信

- ・民間事業者, 行政

○歩いてこそ京都・自転車プロジェクト（再掲）

- ・民間事業者, 行政

○多言語観光案内標識のアップグレード

- ・行政

③実施エリア

京都市都心部等

④事業費・事業規模

676 百万円

※事業費については、取組に関連する本市事業（計画含む）における支出見込みの合計である。

<p>⑤実施時期</p>
<p>平成 23 年度～平成 27 年度</p>
<p>⑥当該取組から創出される成功事例とその普及展開の考え方、自立的・自律的モデルの実現可能性</p>
<p>本提案の推進により，世界の人々が日本文化の神髄や美しい街並みを求めて集う国際観光拠点を形成するとともに，世界の芸術家や文化人が自由に集い，学び，はばたく文化自由都市を創造し，人々にゆとりと潤い，文化的・精神的な充実感を提供する。また，文化・芸術等を生かした「旅の本質」を堪能する新しい観光の姿を実現し，先進的モデルとして国内外に普及展開を図る。</p>
<p>⑦当該取組を進める上での障壁とその解決を図るために必要な措置に関する国への提言</p>
<p>○「京町家をはじめとする文化的資産を保全・継承するための制度創設等」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化財及び文化財と同等の価値を有する文化遺産等の継承と活用のための税制優遇措置 ・適切な管理を条件とした京町家に対する相続税の納税猶予措置 <p>内容：相続時に建替えられたり売却されたりするケースが多いため，相続税の納税を猶予する。（取壊し・売却の際に納税）</p> <p>○「京町家旅館の整備促進」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旅館業法の構造設備基準の緩和 <p>内容：京町家を活用した宿泊施設について，玄関帳場の設置義務など構造的設備基準の緩和（政令で定める構造設備の基準を満たすことで無料な京町家改造となることへの対処）</p>
<p>⑧その他</p>

(2) 内閣府補助事業（環境未来都市先導的モデル事業）で実施を希望する事業内容

①事業内容
京都「次世代エネルギーの井戸端」づくり推進事業
【目的】 <p>地域の様々な世代の人々が集まり、交流できる憩いの場「次世代エネルギーの井戸端」を試行的に設置し活用することで、近年、定住世帯の高齢化により、地域のコミュニティの弱体化、単身世帯の増加による地域におけるコミュニケーションの希薄化、東日本大震災を踏まえた非常時のエネルギー源確保の問題などが不安視されるなか、本来、京都が有する地域コミュニティの絆の強みを最大限に生かした地域モデルを構築する。</p>
【概要】 <p>地域の協力のもと、都心部の密集市街地に、空き京町家、町会所、マンションの集会所などの共有スペースを借りて、最新の環境・エネルギー技術を導入して、エコリフォームを行う。再生可能エネルギー、蓄電池、燃料電池、充電設備など組み合わせたシステムを導入して、創られ、貯められたエネルギーを地域住民が使うことのできる地域のエネルギー供給拠点「次世代エネルギーの井戸」を作り、地域の人が集い会話する「井戸端」を創出する。</p> <p>地域をICTでつなぐことで、地域の情報発信・受信を容易にし、地域のエネルギー「見える化」を実現する。また、地域の情報ネットワークは、地域の高齢者や子供たちの見守りにも積極的に活用する。</p> <p>地域ニーズによっては、「子育て広場」「コミュニティレストラン」「コミュニティ型住宅」「環境・エネルギー教育の場」「健康づくりの場」「歩く活動・省エネ活動のポイント化サービス」などの機能も付け加えて、地域住民同士の交流を促進する機能の充実を図る。</p> <p>通常時は、蓄電池はピークカットに利用し、充電設備は、シルバーカー、電動アシスト自転車、携帯電話などの充電に使う。非常時についても、非常用発電システムで最低限の安定電力を供給し、必要機器の充電や夜間の明かり等を必要な機能を確保できるシステムを構築する。</p>
②実施主体
・行政、民間事業者（スマートシティ京都研究会参加企業など）、市民

③実施エリア

京都市都心部

(例)「職住共存地区」

解説： 職住共存地区とは、都心商業地の幹線道路（東西：御池通（一部夷川通）・四条通・五条通，南北：河原町通・烏丸通・堀川通）に囲まれた内部地区のうち，路線商業地区を除いた，基準容積率の上限が400%に指定されている区域をいう。

④事業費・事業規模

【平成23年度】 スマートシティ京都研究会「職住共存地域分科会」における検討
(経費：6,500千円)

【平成24年度】 事業化可能性調査，モデル設置（1地点）
(経費：150,000千円 スマートシティ京都プロジェクト全体)

【平成25年度以降】 事業展開

注) 年度別に記載すること。

⑤その他

(3) 地域の責任ある関与（地域において講ずる措置）

①地域独自の税制・財政・金融上の支援措置		
・名称 ＜＜取組名＞＞	平成 23 年度 予算	平成 24～27 年度 累計支出額（※）
・未来の公共交通（LRT, BRT）の充実 1＜＜歩いて楽しいまちづくり＞＞	1 百万円	4 百万円
・「歩くまち・京都」憲章の普及・啓発 1＜＜歩いて楽しいまちづくり＞＞	3 百万円	12 百万円
・東大路通の自動車抑制と歩道拡幅 ・四条通の歩道拡幅と公共交通優先化 1＜＜歩いて楽しいまちづくり＞＞	20 百万円	4,206 百万円
・観光地交通対策，パークアンドライドの通年 実施 1＜＜歩いて楽しいまちづくり＞＞	24 百万円	100 百万円
・「スローライフ京都」大作戦 1＜＜歩いて楽しいまちづくり＞＞	30 百万円	145 百万円
・マンション等共同住宅でのカーシェアリング の普及促進 1＜＜歩いて楽しいまちづくり＞＞	7 百万円	5 百万円
・名称 ＜＜取組名＞＞	平成 23 年度 予算	平成 24～27 年度 累計支出額（※）
・スマートシティ京都プロジェクトの推進 2＜＜エネルギー地産地消都市づくり＞＞ 5＜＜日本文化の神髄に触れる文化観光都市づくり＞＞	6 百万円	64 百万円
・駐車場，店舗等における充電設備の設置推進 2＜＜エネルギー地産地消都市づくり＞＞	16 百万円	6 百万円
・多様な資源ごみの回収の仕組みづくり 2＜＜エネルギー地産地消都市づくり＞＞	5 百万円	20 百万円
・技術の橋渡し拠点整備事業の推進 2＜＜エネルギー地産地消都市づくり＞＞	35 百万円	1,202 百万円

<ul style="list-style-type: none"> ・エコ学区など環境に優しいライフスタイルを 実践するエコ・コミュニティの形成 2 <<エネルギー地産地消都市づくり>>	51 百万円	107 百万円
<ul style="list-style-type: none"> ・「DO YOU KYOTO?クレジット」を活用した地域 や中小事業者の温室効果ガス排出量の削減促進 2 <<エネルギー地産地消都市づくり>>	14 百万円	84 百万円
<ul style="list-style-type: none"> ・歴史都市京都における密集市街地等に関する 災害に強いまちづくりの推進 2 <<エネルギー地産地消都市づくり>>	24 百万円	103 百万円
<ul style="list-style-type: none"> ・地域の防災拠点ともなる小中学校体育館全面 改築・改修事業 ・環境に配慮した学校施設の長寿命化事業 2 <<エネルギー地産地消都市づくり>>	716 百万円	—

・名称 <<取組名>>	平成 23 年度 予算	平成 24～27 年度 累計支出額 (※)
<ul style="list-style-type: none"> ・木材やペレットなど豊かな森林資源を生かす 持続可能な森づくり 3 <<木の文化が育む低炭素都市づくり>>	35 百万円	184 百万円
<ul style="list-style-type: none"> ・市街地周辺三山における森林の保全整備 3 <<木の文化が育む低炭素都市づくり>>	20 百万円	270 百万円
<ul style="list-style-type: none"> ・特定建築物に係る地域産木材の利用義務化 3 <<木の文化が育む低炭素都市づくり>>	1 百万円	2 百万円
<ul style="list-style-type: none"> ・京都市環境配慮建築物認証制度の普及・啓発 3 <<木の文化が育む低炭素都市づくり>>	3 百万円	4 百万円
<ul style="list-style-type: none"> ・良好な景観を創出し、低炭素社会を実現する 京都型環境配慮住宅「平成の京町家」の普及促 進 3 <<木の文化が育む低炭素都市づくり>>	18 百万円	72 百万円
<ul style="list-style-type: none"> ・都市農園制度の創設や農地等を利用した環境 保全・防災機能の向上 3 <<木の文化が育む低炭素都市づくり>>	—	60 百万円
<ul style="list-style-type: none"> ・人材育成・6次産業化支援・情報発信のため の拠点の設置 3 <<木の文化が育む低炭素都市づくり>>	—	89 百万円

・就農希望者や市民の農力育成・農育・花育の推進 3 <<木の文化が育む低炭素都市づくり>>	30 百万円	140 百万円
京の旬野菜の生産振興と消費拡大活動の実施 3 <<木の文化が育む低炭素都市づくり>>	4 百万円	52 百万円
・「京都みつばちガーデン推進プロジェクト」による養蜂とまちなか緑化のネットワークづくり 3 <<木の文化が育む低炭素都市づくり>>	—	3 百万円
・鴨川の天然アユ復活事業 3 <<木の文化が育む低炭素都市づくり>>	1 百万円	4 百万円

・名称 <<取組名>>	平成 23 年度 予算	平成 24～27 年度 累計支出額 (※)
・地域包括支援センターの機能強化をはじめとする「地域包括ケアシステム」の基盤整備 4 <<地域で支える健康都市づくり>>	1,111 百万円	5,845 百万円
・京都マラソンの開催 4 <<地域で支える健康都市づくり>>	250 百万円	1,000 百万円
・「京都一周トレイル」を生かした新事業の展開 4 <<地域で支える健康都市づくり>>	3 百万円	12 百万円
・地域コミュニティ活性化支援助成制度(仮称)の創設 4 <<地域で支える健康都市づくり>>	—	52 百万円
・町内会、自治会等に関するデータベースの作成 4 <<地域で支える健康都市づくり>>	—	1 百万円

・名称 <<取組名>>	平成 23 年度 予算	平成 24～27 年度 累計支出額 (※)
・MICE 推進のための組織の統合・強化と岡崎地域の活用 5 <<日本文化の神髄に触れる文化観光都市づくり>>	53 百万円	290 百万円
・京都どこでもインターネット・安心救急ステーションの整備	2 百万円	9 百万円

5 <<日本文化の神髄に触れる文化観光都市づくり>>		
・多言語対応コールセンターの開設 5 <<日本文化の神髄に触れる文化観光都市づくり>>	2 百万円	—
・「歩いて楽しいまち・京都」観光案内標識アップグレード 5 <<日本文化の神髄に触れる文化観光都市づくり>>	50 百万円	200 百万円

(※) 平成 24～27 年度の累計支出額は、京都市として支出を決定したものではない。

②地方公共団体の権限の範囲内での規制の緩和や地域独自のルールの設定

- ・公共交通利用促進策を実施する建築物など付置義務駐車場における台数の引き下げ（京都市駐車場条例の一部改正）：1 <<歩いて楽しいまちづくり>>
- ・自動車流入抑制のためのロードプライシング導入に向けた社会実験の実施（地域独自のルールの設定）：1 <<歩いて楽しいまちづくり>>
- ・特定建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置義務化（京都市地球温暖化対策条例の改正による義務化）：2 <<エネルギー地産地消都市づくり>>
- ・京町家等の伝統的な木造建築物の保存活用に関する条例制定（地域独自のルールの設定）：3 <<木の文化が育む低炭素都市づくり>>
- ・特定建築物に係る地域産木材の利用義務化（京都市地球温暖化対策条例の改正による義務化）：3 <<木の文化が育む低炭素都市づくり>>
- ・地域コミュニティ活性化推進条例の制定（地域独自のルール設定）：4 <<地域で支える健康都市づくり>>

③その他の地域の責任ある関与として講ずる措置

(4) 取組全体のスケジュール

1 <<歩いて楽しいまちづくり>>				
	H23年度			H27年度
「歩くまち・京都」実現のための新たな取組				
○自動車流入抑制のためのロードプライシング導入に向けた社会実験の実施			検討・実施	
○環境にやさしく京都のまちのシンボルとなるLRT・BRTの導入計画の策定			検討・実施	
○「歩くまち・京都」公共交通センター（仮称）による公共交通の情報発信			検討・実施	
○都心細街路における安全でゆとりのある歩行空間の創出（「歩くまち・京都」ゾーン（仮称））			検討・実施	
○歩いてこそ京都・自転車プロジェクト			検討・実施	
○物流のモーダルシフトとEV化			検討・実施	
「歩くまち・京都」総合交通戦略の着実な推進				
○「歩くまち・京都」憲章の普及・啓発			普及・啓発	
○都心主要道路における歩道拡幅 （四条通）			着手・整備	
（四条通，東大路通）	検討		着手・整備	
○観光地交通対策，パークアンドライドの通年実施			観光地交通対策の充実，パークアンドライドの拡充・利用促進	
○「スローライフ京都」大作戦（モビリティ・マネジメントの推進）			実施	
○公共交通利用促進策を実施する建築物など付置義務駐車場における台数の引き下げ			運用	
○マンション等共同住宅でのカーシェアリングの普及促進			検討・実施	

2 <<エネルギー地産地消都市づくり>>

	H23年度			H27年度
省エネ・創エネ・蓄エネ技術の導入による分散型エネルギーマネジメント				
○エネルギーの共同利用施設の整備による地域コミュニティの活性化	スマートシティ京都研究会における事業化検討, 実証実験, モデル事業実施			
○公共施設等を拠点とする市民出資型協働発電の推進, 自立分散型電源の確保	仕組みの構築		実施	
○岡崎地域に集積する公共施設等のエネルギーの見える化, 省エネ運用(BAS/BEMSの導入), 太陽光発電, コージェネレーションシステム, ヒートポンプ等の導入, エリア内のエネルギーマネジメント	スマートシティ京都研究会における事業化検討, 実証実験, モデル事業実施			
○糞尿・食品残渣から回収したバイオガスなど自然エネルギーを活用した「グリーンZOO」	スマートシティ京都研究会における事業化検討, 実証実験, モデル事業実施			
○特定建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置義務化	検討	条例改正・普及展開		
○駐車場, 店舗等における充電設備の設置推進	検討		設置推進	
グリーン・イノベーションの推進				
○産学公連携による研究開発拠点の整備と環境エネルギー分野の革新に資する研究開発の推進	設計	整備	産学共同プロジェクトの推進	
○都市油田, 都市 鉦山発掘事業 (都市油田) (都市鉦山)	実証試験	事業の継続	新たなサイクル制度を踏まえた回収体制の検討・実施	
歩行者中心のゼロエミッションパーク				
○化石燃料車の流入抑制	スマートシティ京都研究会における事業化検討, 実証実験, モデル事業実施			
○観光地EVカーシェアリングの推進とEVバス運行	スマートシティ京都研究会における事業化検討, 実証実験, モデル事業実施			
○ICTを活用した小型電動モビリティ, レンタサイクルの導入	スマートシティ京都研究会における事業化検討, 実証実験, モデル事業実施			
ライフスタイルの転換				
○エコ学区など環境に優しいライフスタイルを実践するエコ・コミュニティの形成	エコ学区認定, 事業実施	活動展開, エコ・コミュニティの形成		
○朝型生活への転換を推奨する「京朝(きょうあさ)スタイル」の推進	取組の推進			
○ODO YOU KYOTO? クレジットの創出	検討・募集開始	クレジットの創出・活用		
防災まちづくり				
○木造密集市街地や細街路における地域のまちづくりの取組と連携した防災まちづくりの推進	取組方針・指針の策定, 着手	対策の推進		
○防災と環境に配慮した学校施設・設備の整備	設計・施工準備	実施		

3 <<木の文化が育む低炭素都市づくり>>

	H23年度			H27年度
森と木のまち京都の創造				
○木材ストック情報システムの整備	試行・構築		運営	
○市街地周辺三山における森林の保全整備	調査・実施		実施	
○木質ペレットの利用促進、路面材や道路付属物への活用促進			活用促進	
○特定建築物に係る地域産木材の利用義務化	検討	条例改正・普及展開		
○CASBEE京都による地域産木材を利用した建築物の評価			運用	
○「平成の京町家」の普及促進			普及促進	
農力開発				
○都市農園制度の創設や農地等を利用した環境保全・防災機能の向上	(都市農園制度の創設)	制度検討		整備・推進
	(まちなか農地環境保全制度の創設)	制度検討		推進
○人材育成・6次産業化支援・情報発信拠点の設置	検討		整備・運営	
○就農希望者や市民の農力育成・農育・花育の推進	(農力育成制度の創設)	制度検討	試行	運営
	(農育・花育)			推進
○時待ち食キャンペーンや歩いて訪ねる京野菜観光の推進	(時待ち食キャンペーン)			推進
	(京野菜観光)	検討	試行	推進
○五感で感じる農・流通・食の拠点整備		整備		運営
自然の恵みの育成・活用				
○京都みつばちガーデン事業			推進	
○鴨川の天然アユ復活事業			推進	

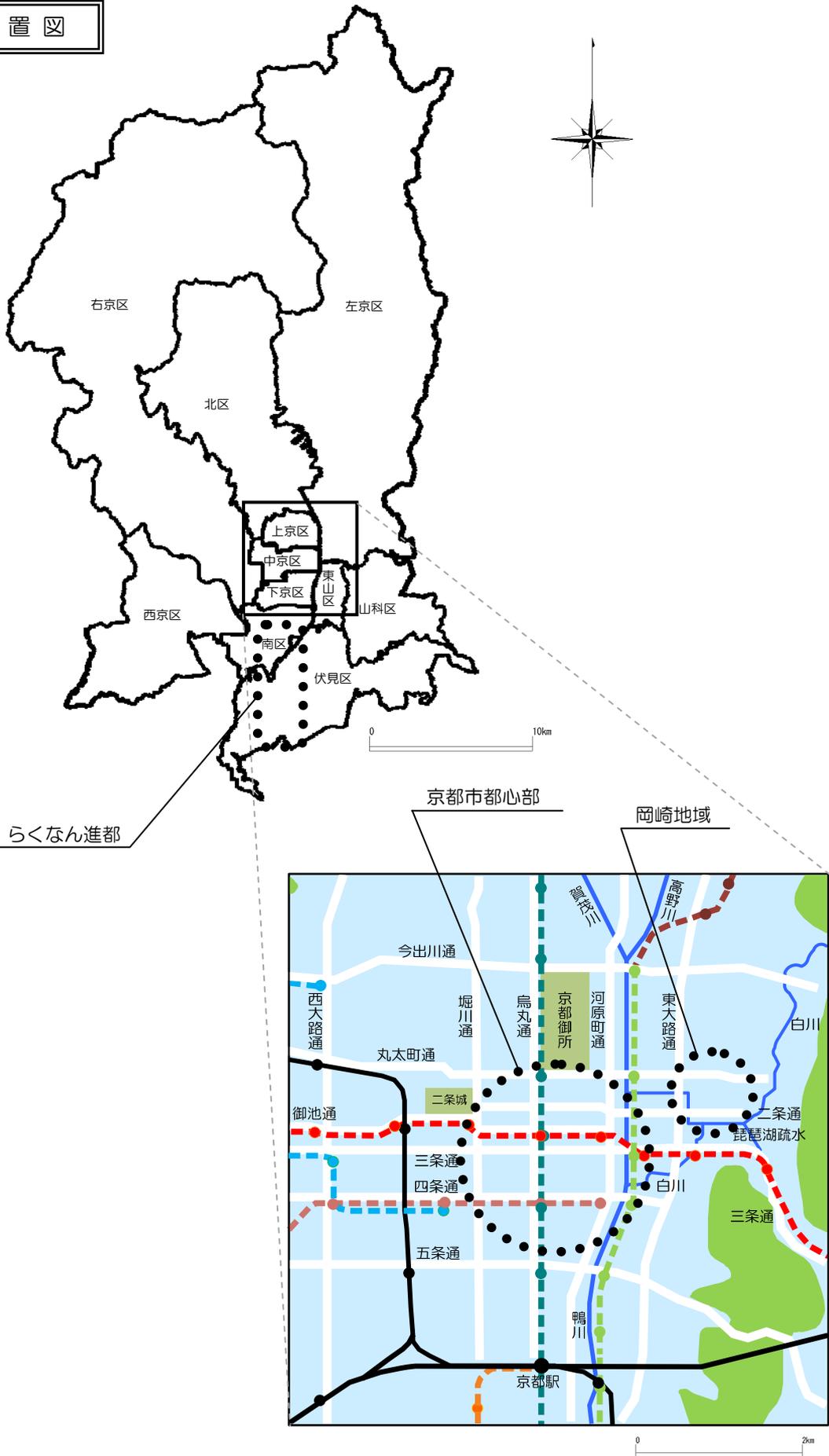
4 <<地域で支える健康都市づくり>>

	H23年度				H27年度
地域における課題解決・健康づくりサービスの提供					
・商店街、市営住宅ストックを活用した地域コミュニティに資する活動の場の設置への支援			実施		
・NPO法人や民間事業者等の運営主体創出、地域住民の参画による就労創出			検討、推進		
・ICTを活用した見守り、買物支援、省エネ、健康づくり活動サービス		スマートシティ京都研究会における事業化検討、実証実験、モデル事業実施			
・「地域包括ケアシステム」の基盤整備	体制検討、システム導入		体制強化、高齢者包括支援ネットワークシステム(仮称)の運用		
・ウォーキングや京都マラソンなどスポーツイベントの開催	「京都一周トレイル」外国人受入環境整備		実施		
臨床研究・治験環境の整備					
・医薬品、医療機器、先端医療技術等における研究、開発から実用化への支援環境の整備			検討、推進		
地域コミュニティ活性化推進条例に基づく取組					
・地域コミュニティサポートセンターの設置	検討		設置・運営		
・地域コミュニティ活性化支援助成制度(仮称)の創設	検討		創設・運営		
・町内会、自治会等に関するデータベースの作成	検討	作成		運用	

5 <<日本文化の神髄に触れる文化観光都市づくり>>

	H23年度				H27年度
国際観光拠点の整備					
○文化的資産に関する市独自の登録制度の構築			検討, 推進		
○京町家旅館の整備促進			検討, 推進		
○環境・文化財等を活用したMICE推進			実施		
○市内免税店等の普及促進			検討, 推進		
交流する都市の創造					
○ほんものの文化・芸術を学ぶ場の提供			検討, 推進		
○本格的な京料理の世界への発信			検討, 推進		
○海外からの映画撮影誘致などによるコンテンツ産業振興			検討, 推進		
京都ならではの観光を支える基盤づくり					
○京都どこでもインターネット・安心救急ステーションの整備 (京都どこでもインターネット) (安心救急ステーション)		LAN設置場所の検討・設置		全市域で実施	
○多言語対応コールセンターの開設		実証実験の実施			
○携帯GPS機能を活用した観光・交通案内情報の発信		スマートシティ京都研究会における事業化検討, 実証実験, モデル事業実施			
○歩いてこそ京都・自転車プロジェクト(再掲)			検討・実施		
○多言語観光案内標識のアップグレード			5箇年計画の策定, 整備の実施		

位置図



解説

○京都市都心部

「職住共存地区(*)」を中心としたエリア。町家、点在する社寺や近代建築、街区の内部に確保された緑などが、京都らしいといわれる固有の都市空間を形成。また、町や学区を単位とした地域コミュニティに住まう人々が、いきいきとした交流を通じて、祭りなどの生活文化や都市型産業を支え、伝えている。

(*)「職住共存地区」

：都心商業地の幹線道路（東西：御池通（一部夷川通）・四条通・五条通，南北：河原町通・烏丸通・堀川通）に囲まれた内部地区のうち，路線商業地区を除いた，基準容積率の上限が400%に指定されている区域をいう。

○岡崎地域

平安遷都 1100 年を記念して建設された平安神宮と内国勸業博覧会の会場跡地に整備された美術館や図書館，動物園など大規模な公共施設を有する，国内でも類のない文化・交流ゾーンであり，市民をはじめ国内外から年間延べ 500 万人を超える方々が訪れる地域。

周辺には民間の美術館・博物館，有名な寺院・神社が集積し，さらに京都の近代化を牽引した一つの象徴である琵琶湖疏水と疏水の水を活用した庭園群が優れた水辺の景観を醸し出している。

○らくなん進都

「らくなん進都」とは高度集積地区の愛称であり，京都駅の南側に位置し，京都市南部を南北に貫く幹線道路である油小路通沿道を中心とする南北約 6 km，面積約 607ha の広大な地域。「新しい京都を発信するものづくり拠点」を目指して，京都市における南部創造のまちづくりの先導地区として，様々な取組が進められている。

周辺には世界的なシェアを持つ大企業や独創的な事業を展開している中小・ベンチャー企業が集積している。

*立地企業例：京セラ株式会社，任天堂株式会社，村田機械株式会社，TOWA 株式会社，宝酒造株式会社，佐川急便株式会社，サムコ株式会社，株式会社ナベル 他

3. 体制

(1) 実施主体の実効性と熟度

①実施主体の体制（コンソーシアム）

1 現在の状況

現時点で、コンソーシアムは形成されていない。

2 今後の見込み

(1) 構想全体を統括する体制

- 本構想全体を統括するコンソーシアムは、環境未来都市に選定された場合に、京都市長の呼び掛けを行うことにより、直ちに形成する。
- コンソーシアムは、産民学公のオール京都の推進体制として形成し、最高意思決定機関として理事会を設置するとともに、業務執行機関として幹事会を設置する。

(2) 個々の取組内容を推進する体制

- 全体を統括するコンソーシアムが形成された場合、その下に、個々の取組内容を推進するマネジメント組織を形成する。
- マネジメント組織は、一つ又は複数の取組内容ごとに、取組に関する既存の組織体制がある場合（スマートシティ京都研究会、「歩くまち・京都」推進会議、地域活性化総合特区京都市協議会 等）は、その組織を母体として形成し、取組内容に参画する、又は密接に関係する行政機関、大学、市民団体、企業等により構成する。
- マネジメント組織は、コンソーシアムにより決定された方針の下、それぞれの取組内容全体の事業推進及び進行管理、相互調整を行う。

(参考) スマートシティ京都研究会

○ 目的

本市では地球温暖化対策を推進するため、これまでから太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの利用促進に取り組んでいる。

この再生可能エネルギーは、環境にやさしい反面、大量に導入された場合に供給が不安定になるなど様々な弊害が生じる恐れがある。この解決のためには、蓄電池などの設備にエネルギーを蓄え、ICT（情報通信技術）を活用してエネルギーの最適な活用を実現する「スマートグリッド」や、エネルギーだけでなく、交通や人々の行動までも視野に入れて最適化する「スマートコミュニティ」（次世代エネルギー・社会システム）の構築が必要とされている。

このような社会システムの実現に向け、「スマートシティ研究会」において、民間企業、学識者、

関係官庁などと連携して、京都ならではのスマートコミュニティについて検討する。

○ 研究会メンバー

座長：西川禎一（公益財団法人応用科学研究所理事長）

副座長：中村行宏（財団法人京都高度技術研究所所長，立命館大学教授）

（研究会構成）

① 学識者（4名）

② 民間企業（12社）

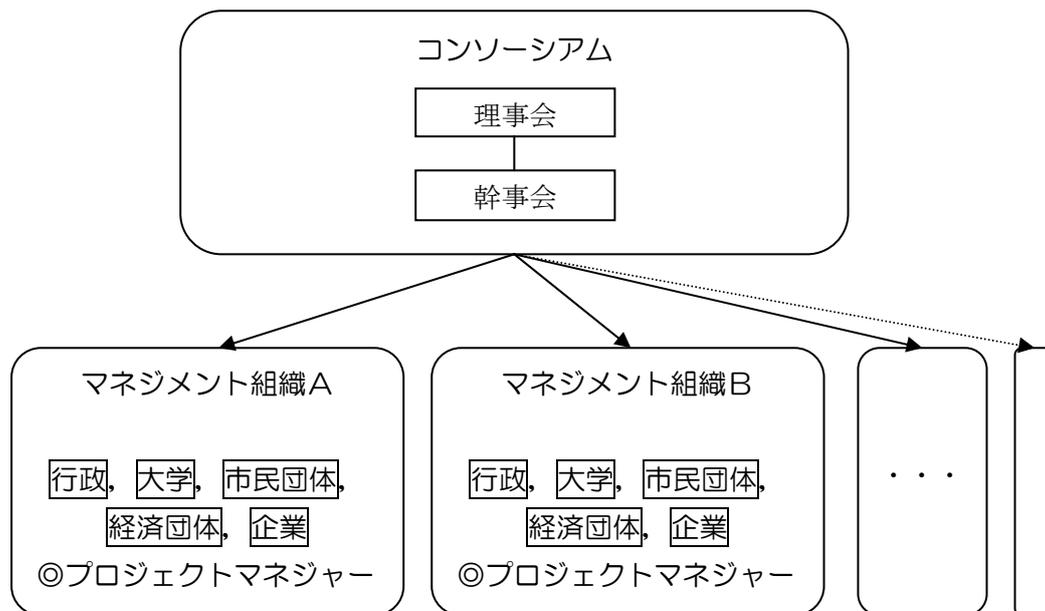
NTTファシリティーズ，NTT西日本，大阪ガス，オムロン，鹿島建設，関西電力，京セラ，住友電気工業，ニチコン，日新電機，パナソニック，富士電機

③ 関係団体（4団体）

近畿経済産業局，近畿地方整備局，京都商工会議所，京都府警察本部

④ 研究機関（1機関） 京都高度技術研究所

⑤ 京都市（13部局）



②実効ある取組の継続性を担保するための方策（安定的なガバナンスについての考え方）

（1）事務局体制

- コンソーシアム及びマネジメント組織の事務局は，原則として京都市が担う。（ただし，取組内容によっては，主体となる企業等が事務局を担う場合がある。）

（2）コンソーシアム等の安定的な運営に関する事項

- コンソーシアム及びマネジメント組織の安定的な運営を確保するために，参画する主体から人的，物的，金銭的負担を求めることがある。

- 構想全体の推進状況については、京都市議会に定期的に報告し、その意見を徴する。
- 構想全体の推進に市民の意見を反映させるため、ホームページ等による情報発信に努めるほか、適宜パブリックコメントの募集を行う。
- 構想の推進に当たり、相当な利害関係を有する市民や主体に対しては、十分な説明を行うとともに、その意見を反映させることに努める。
- コンソーシアム及びマネジメント組織については、基本的に法人格を持たないものとするが、構想推進に必要な場合は、理事会の合議により、適当な法人格を取得することがある。

(2) プロジェクトマネジメントの着実な実施

①プロジェクトマネジメントの方法
<p>(1) 全体の経営的なマネジメント</p> <ul style="list-style-type: none">○ 構想全体を統括するコンソーシアムでは、理事会において全体の最高意思決定及び方針決定を担うとともに、幹事会において理事会への議案の付議と執行的意思決定を担う。○ 理事会及び幹事会においては、合議により意思決定を行う。○ 幹事会は、個々の取組内容を推進するマネジメント組織に対し、事業推進に必要な助言、組織相互の調整に必要な助言を行う。また、マネジメント組織に参画する主体の同意を得たうえで、マネジメント組織間での資源（資金、人材、資材等）の融通を行うことができる。○ 幹事会は、マネジメント組織の取組内容に関し、その進捗よくや成果が、あらかじめ定めた基準に達しない場合、構想の取組内容から除外することを決定する。○ 事務局の長は、幹事を兼ねることとし、幹事会の決定により、執行的意思決定事項のうちの一部の執行権限を委任することができることとする。 <p>(2) 取組内容のマネジメント</p> <ul style="list-style-type: none">○ マネジメント組織においては、取組内容に参画する、又は密接に関係する主体からなる幹事会の合議により意思決定を行う。○ マネジメント組織に事務局を置くこととし、事務局の長は、幹事を兼ねることとし、幹事会の決定により、意思決定事項のうちの一部の執行権限を委任することができることとする。○ マネジメント組織は、構想全体の方針に関し、コンソーシアムの決定に従うものとする。○ マネジメント組織は、その取組内容の進捗よくや成果に関して、事業継続を判断するための基準をあらかじめ設定するとともに、その状況を定期的にコンソーシアムに報告する。
②プロジェクトマネジャー
<p>(1) 全体の経営的プロジェクトマネジャー</p> <p>構想全体の執行的マネジメントについては、幹事会及びその委任を受けた事務局長が担うこととする。</p> <p>(2) 取組内容のプロジェクトマネジャー</p> <p>取組内容に関するマネジメント組織においても、幹事会及びその委任を受けた事務局長</p>

が担うこととする。事務局及びその長は、幹事会の合議により決定する。

(3) 都市間連携・ネットワークの有効活用

①都市間連携・ネットワークの活用方法
<p>(1) 連携・ネットワークの活用</p> <ul style="list-style-type: none">○ 世界歴史都市連盟やICLEI（持続可能性をめざす自治体協議会）などのネットワークを活用し、海外におけるベストプラクティス、とりわけ既成市街地における先行事例を積極的に導入する。○ 低炭素都市推進協議会や指定都市自然エネルギー推進協議会などのネットワークを活用し、国内における先行事例の導入や国等への政策提言を行っていく。 <p>(2) 成功事例の普及展開</p> <ul style="list-style-type: none">○ 世界歴史都市連盟やICLEI（持続可能性をめざす自治体協議会）などのネットワークを活用し、京都の既成市街地における先行事例を海外に積極的に発信し、普及展開を図っていく。○ 低炭素都市推進協議会などのネットワークを活用し、京都の既成市街地における先行事例を国内に積極的に発信し、普及展開を図っていく。
②現在有している都市間連携・ネットワーク
<p><u>ア 世界歴史都市連盟</u></p> <p>人類の将来にわたって、万人が永久に希求し続けるべき世界平和の達成に貢献できることを願って、歴史都市という共通の絆で結ばれた都市が、将来にわたって日常的な交流を促進するための組織を結成し、世界歴史都市会議の継続開催の基盤を確固たるものにするとともに、歴史都市が直面している課題の解決に向けて、情報交換、共同研究など、歴史都市のさらなる発展のための事業を行うことを目的とする。</p> <p>加盟都市は91都市（56カ国から）、会長都市は京都市であり、事務局は京都市にある。</p> <p><u>イ I C L E I（持続可能性をめざす自治体協議会）</u></p> <p>持続可能な開発を公約した自治体および自治体協会で構成された国際的な連合組織である。地域レベルでの持続可能な開発を推進するために、人材を養成し、知識を共有し、自治体を支援するために技術コンサルタント、トレーニング、情報サービスを提供している。2010年7月現在、世界70カ国、1,227の自治体が参加している。</p> <p><u>ウ 低炭素都市推進協議会</u></p> <p>環境モデル都市の優れた取組の全国展開、世界への情報発信等を目的として、市区町村、</p>

道府県，関係省庁，関係団体等が参加して設立された。合計 203 団体が参加している。

エ 指定都市自然エネルギー協議会

人口を多く抱え，エネルギーの大消費地であり，また，市民とともに安心安全な生活を築いていく基礎自治体である指定都市において，自然エネルギーの普及・促進に向け，調査研究及び政策提言に取り組むことを目的として本年 7 月に設立された。17 の政令指定都市が参画し，会長都市は京都市が務める。

オ プラチナ構想ネットワーク

エコで，高齢者も参加でき，地域で人が育ち，雇用のある，快適な社会を目指したワンランク上のまちづくりを進める全国規模の連携組織。プラチナ構想実現のための政策的課題の解決策を政界，産業界，市民に発信し，動きを促すことを目的としている。平成 23 年 7 月現在，180 名の自治体首長，法人代表者等が参加している。本市市長は設立当初から自治体会員として参画

(別紙)

総合特区提案との関係について

環境未来都市及び総合特区の両方に共通の課題・目標を持つものは、以下のとおり

1	i) 観光振興
---	---------